

# 訪問購入

1 ある日、リサイクルショップのものだという女性から電話があった。



2 取りに来てもらうことにすると、やってきた男性に「本や食器はいらない。貴金属やアクセサリーを見せてくれ」と言われた。



3 いくつかアクセサリーを見せると、6千円で買い取ると言って、お金を置いて持って帰ってしまった。



## ポイント!

自宅を訪問した業者が貴金属などを強引に安く買い取る、いわゆる「訪問購入(押し買い)」のトラブルが増加していました。そのため、平成25年2月に「訪問購入」が新たに特定商取引法の規制対象となりました。

## あなたへのアドバイス



- 事業者が訪問購入で飛び込みの勧誘をすることはできません。
- 消費者から査定に関してのみ訪問要請を受けた場合、査定を超えた勧誘行為は禁止です。
- しつこい勧誘や買い取る物品の種類を明示しないで勧誘することも禁止です。
- クーリング・オフ制度が適用され、契約書交付から8日以内は契約解除ができますし、期間中は物品の引渡しを拒むこともできます。